

京都大学	博士 (法学)	氏名	沈 奕含
論文題目	過失犯における事実に対する知的要素の省察と再構築 ——客観化と抽象化の動向を契機として——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、リスク社会における過失犯処罰のあり方を追究するとの目標のもと、過失行為の認識的側面に関わる「結果発生の予見可能性」(知的要素)について、近時の学説に見られる、これを不法段階にのみ位置づける客観化の主張、並びに、「具体的」予見可能性を求めず、予見の対象を抽象化する理解を念頭に、その検討と再構築を試みるものである。</p> <p>第1章では、関係する概念とその内容が整理される。まず「注意義務」の概念を、結果予見義務と結果回避義務の両者を含み、不法と責任のそれぞれの段階で問われうるものと規定した。そのうえで、両義務の関係は、結果回避義務が過失不法の中核となり、結果予見義務は行為者による認識的事実的基礎を提供することとどまること、結果予見義務は内心的な意思緊張義務と外的な情報収集義務からなること、過失犯処罰に(主観的)予見可能性を不要とする見解も有力化しているものの必要と解すべきこと、予見可能性と予見義務の関係は、客観的予見可能性(一般人標準)により結果予見義務が定立され、主観的予見可能性(個人標準)により結果予見義務の違反が確定するとの関係にあることが論じられる。</p> <p>第2章では、予見可能性の犯罪論上の位置づけと機能が検討される。沿革的には、過失は、結果予見の欠如とする心理的な説明から主観的な予見義務違反とする規範的な構成へと推移し(心理的責任論から規範的責任論へ)、さらに責任過失と並んで構成要件過失を肯定する複合的過失概念が通説化した。そこでは、予見可能性は不法(客観的予見可能性)と責任(主観的予見可能性)の各要素と位置づけられる(二段階過失説)。</p> <p>しかしながら近時は、主観的予見可能性という個別事情も違法段階で考慮する理解(個別化説)が有力化しているとし、このような客観化の動向に検討が加えられる。個別化説は、個人的な注意能力を道具的能力と道徳的能力(シュトラテンヴェルト)、行為能力と動機能力(シュミットホイザー)などに区分したうえで、前者を不法要素、後者を責任要素とする。これにより予見能力が一般人よりも低い者は過失が否定されやすく、高い者は肯定されやすくなる。これに対して、不法段階では客観的予見可能性(一般人標準)を要件とする多数説からは、個別化説の説く行為と動機による区別は不明確であり、行為者を標準として不法を判断することは、その一般予防機能を失わせる、結論的に高い能力をもつ者が広く過失を否定されて有利に扱われるとしても、能力を高めることはその者の自由であり、また、行為者の特別能力に関して注意コードの書換えがあったといえるような一般化の状況が認められれば過失を肯定する(シューネマン)などの修正を施せば不当ではないなどの反論がある。このような検討を通して、多数説である二段階過失説が維持されるべきだとされる。</p> <p>第3章では、過失に必要とされる予見可能性の程度について、情報収集義務の内容と位置づけを中心に論じられる。</p> <p>現在、日本で通説とされる具体的予見可能性説が実務で貫徹されているかどうかには疑問が残る一方で、抽象的な危惧感で足りるとすることにも問題があり、支持されるのは、予見可能性の程度を結果回避義務の内容と相関的に設定する見解(修正新々過失論)である。ただし、危惧感の程度の予見可能性しかない場合に課されるのはいまだ結果回避義務ではなく情報収集義務にとどまる。危惧感自体は意識の集中や情報収集活動を促す契機にすぎない。</p>			

情報収集義務とは、結果回避義務を基礎づける程度の認識（具体的予見可能性）を得るための情報を集める外的な義務である。このような理解からは、情報収集義務は結果回避義務ではなく結果予見義務の一部に位置づけられる。より精確には、予見「義務」は結果に向けられていることを要するところ、予見可能性を高めることを目指す情報収集義務は、予見義務ではなく予見「責務」と呼ぶのが適切である。従って、情報収集義務の懈怠は過失（結果予見・回避義務違反）に当たらないことになる。

情報収集義務は、侵害結果発生の危惧感を現実にもつこと、情報収集活動により具体的予見可能性の程度に達する可能性があることにより生じる。また、同義務は危惧感を前提とすることから、その適用は危険が潜在する分野、具体的には医療、交通、製品流通などの分野に限られる。一層の明確化が要請される危惧感の内実については、過失の成立に、絶対閾値を超えて知覚を刺激する「契機」の認識を必要とし、その判断のための8つの指標を掲げたドゥットウゲの見解が参考になる。

以上の検討を経て、「契機」の存在とその認識→危惧感→情報収集義務の成立→具体的予見可能性という結果回避義務に至るプロセスが明らかにされる。

「おわりに」では、これまでの考察のまとめとともに、予見されるべき対象、標準とされる「一般人」の内容、結果回避義務の解明などの残された課題が示されている。

氏名	沈 奕含
----	------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、審級により判断が分かれるなど、行為者自身の能力と行為時に認識していた事実を基礎に据えると現に生じた死亡等の結果を具体的に予見できたのかに疑いが残る事案でも、最終的には過失致死罪等の成立が認められている裁判実務の現状を踏まえ、いわゆる未知の危険のケースにおける結果予見可能性・予見義務の内実を精緻に論じたものである。

本論文の第一の意義は、過失の中核が結果回避義務違反にあることを承認しつつも、同義務の前提となる認識の事実的基礎を提供するものとして過失の成立に予見「責務」を要求した点にある。規範のもつ機能を丁寧に分析して導き出した新たな構成は高く評価される。第二の意義は、危惧感を抱いた行為者は予見「責務」の内容として結果が具体的に予見可能になるために情報収集に出なければならないとして、裁判実務に見られる過失犯の成立範囲の拡張を理論的に根拠づけた点である。即ち、情報収集の懈怠それ自体は「責務」違反であって過失（注意義務違反）には当たらないとする一方で（危惧感説の否定）、情報の収集に出たならば具体的に結果を予見できたとの仮定的判断のもと、危惧感を抱いた時点で具体的予見可能性を認定できるとした。第三の意義は、過失犯の処罰範囲を拡張しつつも、過度に及ばないように周到に配慮した点である。情報を収集する義務の契機とされる危惧感の存否を判断するために具体的に8つの指標を提示したこと、同義務の適用を医療、交通、製品流通など危険が潜在する分野に限ったこと、過失犯の責任要素として主観的予見可能性を要求し、責任主義の要請を堅持したことなどが挙げられる。

他方、本論文の斬新な主張には詰めるべき点も残されている。一つは「責務」の概念である。この概念は違法性の意識可能性を判断する場面などでも一部で用いられているものの、「義務」との相違やその成立根拠になお曖昧さが残る。さらに、理論的に展開された主張が具体的な事案でどのように適用されるかが必ずしも十分には検討されていない点も指摘される。もっとも、「責務」概念の問題は過失犯にとどまらず広く刑法総論上の論点であり、本論文での解明には限界がある。また、具体的事案の適切な解決は過失犯の他の要件とも関連し、結果予見可能性・予見義務を巡る本論文の考察から十全の検討を行うには難しさがある。これらの問題は本論文で示された判例・学説を的確に分析する能力、法的論理を構築し展開する豊かな能力をもってすれば今後の研究により確実に解決されるとともに、リスク社会における過失犯処罰のあり方を提示するとの究極の目標も達成できると期待される。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和5年8月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

要旨公表可能日： 年 月 日以降